

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		使用料の減免 新座市立学校校庭夜間照明施設規則第7条 第7条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは夜間照明施設使用料減額・免除申請書を教育委員会に提出しなければならない。 2 使用料の減額又は免除を決定したときは、夜間照明施設使用料減額・免除承認書を交付するものとする。
所管部課係名		教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係
審査	関係条項	第6条 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。 (1) 市が公用で利用する場合 免除 (2) 公益財団法人新座市スポーツ協会が主催する行事として利用する場合 免除 (3) 市内小中学校が教育活動として利用する場合 免除 (4) 市が共催する事業として利用する場合 免除 (5) 公的機関の事業として利用する場合 免除 (6) 公益財団法人新座市スポーツ協会加盟団体が主催する行事として利用する場合 2分の1減額 (7) 市が後援する事業として利用する場合 2分の1減額 2 前項各号に規定するもの以外の減免については、その都度協議するものとする。
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 使用料の減免は、第6条の規定による。 2 次の場合は、使用料を減免しない。 (1) 使用申請と同時に減免申請をしないとき。 (2) 減免理由欄に減免理由が明記されていないとき。 (3) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (4) その他上記(1)～(3)に準じると認められるとき。
	参考事項	
標準	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)